# GPA の活用及び学業実績不良者への警告に関する内規

(平成 31 年 3 月 19 日施行)

大阪河﨑リハビリテーション大学

#### GPA の活用及び学業実績不良者への警告に関する内規

平成 31 年 3 月 19 日

(目的)

第1条 この内規は、大阪河崎リハビリテーション大学履修規程(以下「規程」という。)第11条の2第6項及び第12条の規定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この内規において、通算 GPA とは、一の学期末において、規程 第 11 条の 2 第 2 項から第 5 項の規定により算出した GPA をいう。

### (GPA 優秀者に対する特例措置)

- 第3条 規程第11条の2第6項第2号のGPA優秀者に対する特例措置は, 次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 後期の通算 GPA が 2.51 以上の場合, 直後の学年の各学期に登録できる単位数は、規程第 4 条第 1 項の規定に係わらず、28 単位とする。
  - (2) 3年次後期又は4年次前期配当の臨床実習科目について、履修学期の直前の学期の通算 GPA が2.51以上の場合、規程第4条第4項の規定に係わらず、実習要件を全て満たしていないときでも、当該科目の履修を認めるものとする。

#### (GPA 不振者に対する個別指導)

- 第4条 規程第11条の2第6項第3号のGPA不振者に対する個別指導は, 警告又は勧告とする。
- 2 警告は、次の各号の何れかに該当する場合に行う。
  - (1) 後期の通算 GPA が 1.5 以下となった場合
  - (2) 後期の通算 GPA が在籍年次全員の同 GPA の下位 4 分の 1 に属することとなった場合
- 3 勧告は、前項第1号の規定による警告を受けた直後の学年の後期の通算 GPAが、再び1.5以下となった場合に行う。
- 4 警告又は勧告は、別紙様式1又は2により行う。

(学業実績不良者への警告)

- 第5条 規程第12条の授業科目の履修が著しく行えていない者とは、次の各号の何れかに該当する場合をいう。
  - (1) 1年間に修得した単位数が,年間の標準的な修得単位数の 6割以下 である場合
- (2) 1年間に履修した科目の平均出席率が,8割以下である場合 2 警告は,別紙様式3-1及び3-2により行う。

## 附則

この内規は、平成31年3月19日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

別紙様式1

大河大第 号 平成 年 月 日

専攻·学年 学籍番号 氏 名 〇〇 〇 様

> 学校法人 河﨑学園 大阪河﨑リハビリテーション大学 学 長 〇〇 〇〇

後期の通算 GPA について (警告)

あなたの平成○年度後期の通算 GPA が、 在籍年次の下位の 4 分の 1 に

となりましたので、このままでは修学が危ぶまれます。 ついては, 学業成績の向上に一層努力されるよう切望します 別紙様式2

 大河大第
 号

 平成
 年
 月
 日

 専攻・学年

 学籍番号

 氏 名 〇 〇 様

学校法人 河﨑学園 大阪河﨑リハビリテーション大学 学 長 〇 〇 〇 〇

後期の通算 GPA について (勧告)

あなたの後期の通算 GPA が、2 年度連続して 1.5 以下となりましたので、このまま学業を継続しても、修学が極めて困難であると見込まれます。 ついては、進路の再検討も含めて、学業を継続されるかどうか十分検討 されるよう勧告します。 別紙様式 3-1

 大河大第
 号

 平成
 年
 月

 日

 専攻・学年

 学籍番号

 氏 名 〇 〇 〇 様

学校法人 河﨑学園 大阪河﨑リハビリテーション大学 学 長 〇 〇 〇 〇

# 学業実績について (警告)

平成。年度の修得単位数が、標準的な修得単位数の 6割以下となりましたので、 平成。年度の平均出席率が、8割以下となりました ので、

では修学が危ぶまれます。

ついては、学業に一層奮起されるよう切望します。

別紙様式 3-2

 大河大第
 号

 平成
 年
 月

 日

〇〇 〇 様

学校法人 河﨑学園 大阪河﨑リハビリテーション大学 学 長 〇 〇 〇 〇

## 学業実績について (警告)

あなたが保証人となっている下記学生の

平成o年度の修得単位数が、標準的な修得単位数の 6 割以下となりました。

└ 平成○年度の平均出席率が、8割以下となりました。

このため、このままでは修学が危ぶまれますので、学業に一層奮起するようあなた様からもご指導をお願いします。

記

 専攻・学年

 学籍番号

 氏
 名
 ○
 ○
 ○